

[坂井市まちづくり基本条例より抜粋]

(協働のまちづくり)

第28条 市民及び市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、公共的な課題の解決のため、市民及びその他の地域社会を構成する主体と協働の意義及び目的を共有するとともに、協働を推進していくための総合的な施策を整備するよう努めなければならない。

3 市長は、この条例の実効性を高め、協働のまちづくりの円滑な推進を図るため、協働及び参画に関する事項を定期的に検証評価するとともに、必要に応じて是正措置を講じなければならない。

(コミュニティ活動)

第29条 市民は、住みよい地域社会をつくるため、自主的に基礎的なコミュニティ(以下「基礎的コミュニティ」という。)の活動に参加し、その総意と協力により地域における課題の解決に向けて主体的に行動するよう努めなければならない。

2 市は、基礎的コミュニティの果たす役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な施策を講じなければならない。

(地域づくり活動)

第30条 市民は、地域の特性を生かした豊かなまちづくりを目指し、一定のまとまりのある区域において地域づくり活動を行う組織(以下「まちづくり協議会」という。)を設置することができる。

2 まちづくり協議会は、当該地域の住民に開かれたものとし、市及びその他の組織と協働、連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、まちづくり協議会の自主性及び自立性を尊重するとともに、活動に対し必要な支援を行なうものとする。